

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の①～③の用語について、関連する刑事訴訟法等の条文に言及しつつ、150 字程度でその意味を説明しなさい。（配点 30 点）

- ① 勾留質問
- ② 指定弁護士
- ③ 弾劾証拠

〔第 2 問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 20 点）

【事例】 T 警察署では、管内で営業している X 商事が暴力団の舎弟企業であることを把握し、その営業に伴う事件を立件する方針を固めた。そんな折、町工場を経営する A が「X 商事から 200 万円を借り、返済が滞ったために、ヤクザ風の男にナイフで脅されたうえ、『利子分だ』として車を持っていかれた。その車は X 商事の駐車場に止めてあり、X 商事の者が乗り回している。」、との被害の届出をした。

T 警察署の警察官 P がこの届出を受けて X 商事に赴くと、事務所前の路上に A の車があり、P の目の前で X 商事から出てきた若い男がこの車に乗り込み、発進しようとした。そこで P は、車の前に回り込み、車を停止させて運転者に「これは誰の車だ。」と問いかけた。運転者は P に対して「借金の担保や、民事に口出すなや。」と捨て台詞を残して走り去った。A の車が X 商事の占有下にあることを確認した P は、T 警察署に戻り、A を呼び出して、「X 商事の社員を名乗る男が車を取り上げた恐喝の犯人である。」との A の供述調書を作成した。P は、それを疎明資料として、「被疑者不詳」、罪名を「恐喝」、搜索場所を「X 商事事務所およびその周辺」、差し押えるべき物を「A に対する貸し付けを示す帳簿、借用証、A 所有の自家用車等本件に関連する一切の書類および証拠物」とする搜索差押許可状を得た。

平成 27 年 3 月 3 日午前 8 時 30 分、P ら警察官数名は、X 商事に赴き、居合わせた社長 Y に上記令状を提示して搜索に着手した。事務所内には、Y の他、社員と見られる Z1、Z2、Z3 の 3 名が居合わせたので、P はこの 4 名に対して搜索が終了するまで外に出ることを禁じ、Y に貸付帳簿、借用証の綴りを特定させ、Y が帳簿を開いている様子と帳簿中の A の名前が記載されているページ、および A に対する借用証を写真撮影したうえで、帳簿と借用証綴り全部を差し押えた。P は、Z1、Z2、Z3 に対しては、それぞれ自分のデスクの横に立つよう指示し、各自に机の引出しを開けさせ、引出し内を探すとともに、3 人の全身を写真撮影した。P が Z1 らに対し、「A の車の鍵はどこだ。」と尋ねたところ、Z2 が鍵の束を取り出して「これです。」と述べたので、P は、Z2 が「家の鍵もあるから持って行ってもらっては困る。」と言うのを無視して鍵の束をそのまま差し押えた。

搜索終了後、P が A を呼び出し、搜索時に撮影した Y、Z1、Z2、Z3 の 4 名の写真を示したところ、A は貸付けを受けたのが Y で、自分をナイフで脅した者は Z1 である、と特定した。

【設問】 上記事例中の警察官 P の活動の問題点について検討しなさい。